

埼玉県農業水利施設保全管理推進委員会 春日部地域部会設置要綱

(目的)

第1条 春日部農林振興センター管内の農業水利施設に係る各種事業について、市町村及び土地改良区等(以下、「施設管理者」という)と県地域機関等が緊密に連携し、効率的な事業の推進及び実施するため、埼玉県農業水利施設保全管理推進委員会設置要綱第5条に基づき、「埼玉県農業水利施設保全管理推進委員会春日部地域部会」(以下、「地域部会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 農業水利施設の保全管理に係る普及啓発、各種施策の実施に関すること。
- (2) 農業水利施設台帳の作成及び管理に関すること。
- (3) 基幹水利施設修繕・更新計画マスタープランの検討、事業管理に関すること。
- (4) 農業水利施設の管理体制強化の検討に関すること。
- (5) 農業水利施設の機能診断、保全計画策定、対策工事等の調整に関するこ
- と。
- (6) 施設監視計画に基づいた監視状況の把握に関すること。
- (7) 突発的な事故に対する緊急補修等の対策工事の調整に関するこ
- と。
- (8) その他農業水利施設に係る各種事業の実施に必要な事項に関するこ
- と。

(構成)

第3条 地域部会の構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理し、部会長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第4条 地域部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、別表に掲げる職にある者のほか、会議の運営上必要な者の出席を求めることができる。
- 3 部会長は、その会議の内容に応じ、招集する部会員を選定することができるものとする。

(報告)

第5条 部会長は、会議の結果を埼玉県農業水利施設保全管理推進委員会会長

に報告しなければならない。

2 地域部会にて検討した事項については、委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 地域部会の庶務は、春日部農林振興センター農村整備部整備支援・管理担当において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年3月23日から適用する。

別表（第3条の1関係）

| | |
|------|--|
| 部会長 | 春日部農林振興センター 副所長（兼）農村整備部長 |
| 副部会長 | 春日部農林振興センター農村整備部 整備支援・管理担当部長 |
| 部会員 | 春日部農林振興センター農村整備部 整備支援・管理担当部長 農村整備計画センター 水利・農地整備担当部長 春日部市農政課職員 越谷市農業振興課職員 久喜市農業振興課職員 幸手市農業振興課職員 白岡市農政課職員 宮代町産業観光課職員 杉戸町農業振興課職員 松伏町環境経済課職員 新堀土地改良区職員 金杉土地改良区職員 中島用悪水路土地改良区職員 神扇落悪水路土地改良区職員 新方領用悪水路土地改良区職員 葛西用水路土地改良区職員 元荒川土地改良区職員 八条用水路土地改良区職員 庄内領用悪水路土地改良区職員 旭土地改良区職員 小林栢間土地改良区職員 神扇土地改良区職員 庄和北部土地改良区職員 安戸・田宮土地改良区職員 埼玉県土地改良事業団体連合会職員 |